

山後広総第143号  
平成22年9月9日

山口県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 様

山口県後期高齢者医療広域連合長 野村興兒

山口県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の改正について（諮問）

このことについて、山口県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定により、下記のとおり貴会の意見を問います。

## 記

### 1 諮問する事項

山口県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項（同条第2項において適用する場合を含む。）において、国、地方公共団体、独立行政法人等の公共的団体に限り、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供することができる要件を加えるもの。

また同様に、同条例第7条第3項（収集の制限）の規定についても、収集先に公共的団体を加えるもの。

### 2 概要

現行の条例第8条第1項の規定では、公共的団体に対して広域連合が個人情報を提供できる旨の規定がないため、いわゆる「その他事項」として、必ず情報公開・個人情報保護審査会に意見を求める手続となっている。（同条例第7条第3項においても同様。）

相手方及び公益性等を十分に判断の上、その取り扱いに支障がないと明らかに認められる場合には、実施機関の判断により行えるよう、条例の規定に加えようとするもの。

なお、その取り扱いに当たっては、十分に慎重を期し、適正なものとなるよう努めることとする。